地図記号のプリントシリーズ

地図記号クイズプリント【由来→記号名】

解答

つぎのマークは何の地図記号でしょう？ 由来をヒントにして地図記号名を答えてみましょう

建物その他構造物

短辺が10メートル以上で25メートル未満の建物。ただし、必ずしも短辺が10メートル以上あるとは限らず、必要な場合は10メートル未満でも この記号で表されることがあります。

独立建物(小)

独立建物（小）に対して、建物の短辺が25メートル以上の大きな建物を表す記号です。
大学などで用いられています。

独立建物(大)

建物の短辺が25メートル以上あり、かつ高さが10メートル（地上から3階相当）以上ある建物。中高層建物の記号は、独立した建物を表しています。大きな駅などで用いられています。

中高層建物

上から見た形で表されています。動物園の檻や畜舎、飛行機の格納庫、ガス・石油タンクなどに用いられます。短辺が25メートル未満の場合は、25メートルとして表示しています。

建物類似の構築物

建物が密集している地域のなかで、短辺が25メートル以上のものを表します。商店街などの密集地の中で、記号を表示する建物がある場合に利用します。

総描建物(小)

建物が密集している地域の中にある短辺が25メートル以上のものを表します。ただし、この地域の中に、ほかの記号で表示できる建物がある場合は、その記号を用います。

総描建物(大)

総描建物（大）で表されている地域の中で、高さが1階メートル（地上3階相当）以上の建物のある地域を示しています。大きな建物が立ち並ぶ、繁華街などでも利用されています。

中高層建築街

各地域の市役所と東京都の区役所を表しています。市役所の支所や出張所には、この記号は使いません。

市役所

政令指定都市の区役所と町村役場を表しています。支所や出張所の場合は、この記号は使いません。

町村役場

国や地方の役所でありながら、税務署や保健所などのように独自の記号がないために使われます。漢字の「公」にちなんだ形の記号になっています。

官公署

昔は裁判の内容を立て札に書いていたことから、この形の記号になっています。この記号で表されている裁判所は、高等・地方・家庭・簡易裁判所です。最高裁判所は名前で地図上に記すため、この記号は用いません。

裁判所

国の役所である税務署を表しています。そろばんの玉に由縁した記号の形になっています。税金を集めたり、管理したりしています。

税務署

漢字の「木」からこの形になっています。森林管理署は国の役所の0とつで、国有林の維持や管理を行っています。支所や事務所もこの記号で表します。

森林管理署

雲かぜの速さを計測していた風速計にちなんだ形になっています。国の役所である気象台や測候所を表しています。気象台では、毎日の天気予報を発表するなどしています。

気象台

消防署を表しているだけでなく、出張所や分署所も表しています。同防士がいるところは、すべてこの記号を使用することができます。昔、火を消す際に使われていた「さすまた」の形からこの記号が作られています。

消防署

都道府県にある保健所を表しています。ただし、出張所や事務所、分室などにはこの記号は使用しません。病院の記号と似ているので、注意が必要です。

保健所

警察署を表しています。交番の記号は別のものになります。また、警察庁や警視庁、警察学校については、注記や官公署の記号で表すことになります。「警棒を交差させている」ところを表した記号となっていますが交番と警察署の記号を区別するために、交番の記号は「かぎ」がありません。

警察署

交番だけでなく、派出所や駐在所も表しています。警察署の記号と同じように、「警棒を交差させている」ところを表した記号となっていますが交番と警察署の記号を区別するために、交番の記号は「かぎ」がありません。

交番

普通郵便局や特定郵便局、簡易郵便局を表しています。分室や常設の出張所も含めていますが、地下街にある場合はこの記号は用いません。見僕れているので、分かりやすい記号です。

郵便局

漢字の「文」を表した形になっています。小学校または中学校に、この記号を用います。

小・中学校

高等学校を表しています。小・中学校の記号と分かりやすく区別するために○で囲んでいます。

高等学校

高等専門学校を表しています。地図上で学校名を記すこともありますが、それができない場合にこの記号を使用します。

高等専門学校

短期大学を表しています。「文」の記号の上に「短大」と書いてある記号です。地図上に学校名を記すことができない場合に使用します。

短期大学

大学を表しています。「文」の記号の上に「大」と書いてある記号です。地図上に学校名を表記できないときなどに使用する記号です。

大学

個人以外の病院、国や県、市などが運営している病院を表しています。個人が運営している病院や診療所には、この記号は用いません。

病院

博物館のほか、美術館や歴史館も表しています。博物館法に基づいた博物館や同じような施設を指しています。水族館や動物園、植物園は含みません。

博物館

公立の図書館を表しています。分館には この記号は用いません。本の開いた様子を表した記号となっています。

図書館

目標となるような大きな神社や有名な神社に用いられます。神道教会などに所属している建物には、この記号は使いません。参道の入口などにある「鳥居」の形を表しています。

神社

目標となるような大きなお寺や有名な寺院を表します。「卍（まんじ）の形を表した記号となっています。

寺院

老人福祉法に基づいた老人福祉施設のうち、特別養護老人ホームや第１種社会福祉事業の養護老人ホーム、軽費老人ホームを表しています。大きな建物は目印になります。

老人ホーム

江戸時代の両替商の看板が、現代の銀行の地図記号の形状に影響を与えています。

銀行

フェリーとは、川や湖、海で、人や貨物を運ぶための船が行き来する船を表しています。この記号では、フェリーを表すほかに、人や車両を運ぶ船の発着地点と航路を表しています。

フェリー

植生

水田を表しています。栽培している作物は、稲、蓮（はす）、いぐ、わさび、セリなどです。
稲を刈り取ったあとの水田の様子を記号にしています。

田

陸稲（おかぼ）、野菜、芝、パイナップル、牧草などを栽培している畑を表しています。植物が芽吹く様子（二葉（ふたば）の形）に由来した形の記号になっています。

畑

桑を栽培している畑を表しています。桑の葉は、蚕の幼虫のえさとなります。蚕の木を横から見た形に由来した記号です。

桑畑

お茶の葉を栽培している畑を表しています。お茶の実を半分に切ると、三つに分かれたような形になっているので、その形に由来した記号となっています。

茶畑

果物を栽培している土地を表しています。りんごやみかん、ぶどう、梨、栗などの果樹を指します。りんごや梨を表した形となっています。

果樹園

庭木や苗木などを栽培している土地を表しています。例えば、きり、はぜ、こうぞなどの樹木です。木を真上から見た形を表した記号となっています。

その他の樹木畑

梅の広い広葉樹が隙間無く生えている場所を表しています。基本的には、木の高さは2メートル以上としていますが、2メートルより低くても植林している場所はこの記号を使うことができます。広葉樹を横から見た形に由来した記号となっています。

広葉樹林

松や杉などの針葉樹が隙間無く生えている場所を表しています。基本的には、気の高さは2メートル以上としていますが、苗木を植えたところで2メートル未満でもこの記号を使用します。記号の形は、杉の木を横から見た形に由来しています。

針葉樹林

竹が隙間無く生えている場所を表した記号です。「竹が生えている様子とその形」に由来した形の記号となっています。

竹林

大型の熱帯植物が生えている場所を表しています。ヤシ科植物や大型のシダ植物、タコノキ、ガジュマルなどを指します。記号の形はヤシの木を横から見た様子に由来しています。

ヤシ科樹林

高い山のなかで、ハイマツ（遠松）が隙間無く生えている場所を表しています。ハイマツとは、木の高さが低いマツの木の仲間です。

ハイマツ地

笹が隙間無く生えている場所を表しています。笹だけでなく篠竹も含みます。笹地と竹林の記号はよく似ているのでス、注意が必要です。

笹地

あまり利用されずに雑草などが生えている場所を表します。雑草が生えた湿地や沼地なども含みます。雑草が生えているような様子に由来した記号となっています。

荒地

道路

道幅が25メートル以上の道路を表しています。道幅が25メートル未満の道路の場合は、一定の幅に記号化した記号道路で表します。

真幅道路

道路の幅が１３メートル以上あり、２５メートル未満の道路を表しています。地図上では、１ミリメートルの幅に記号化した記号道路で示します。

４車線以上道路

道路の幅が5.5メートル以上あり、13メートル未満の道路を表しています。地図上では、0.8ミリメートルに記号化して示します。

２車線道路

道路の幅が3メートル以上5.5メートル未満の道路です。地図上では4ミリメートルの幅の記号になります。

１車線道路

道路の幅が、1.5メートル以上3メートル未満です。地図上で、表示のよ要性が低い場合は表示しないこともある道路です。

軽車道

道の幅が1.5メートル未満であり、下記の条件にあてはまる道路となります。
1、レクリエーション（観光や登山）によく利用される
2、集落同士を結ぶための道路
3、主要な場所へ続いている道路

徒歩道

道路法という法律で決められている道路（高速自動車道、都市高速道路、一般国道）を表している記号です。一般の道路と区別しやすいように、赤色のアミ点で地図上に描かれます。

国道

道路を使用する時に、通行料を払う必要がある道路を表します。料金所の記号もあり、料金を支払う施設がある場所を示しています。

有料道路と料金所

現地調査時に、建設中の道路を表す記号です。数年後には、地図記号が変わる可能性があります。

建設中の道路

分離帯とは、上下線を隔てる構造物のことです。この記号では幅が20メートル以下のものを表しています。幅が20メートル上から広い分離帯は、上下線を別の道路として表します。

分離帯

地下を通る道路を表しています。複数のトンネルがある場合もそれぞれこの記号で表します。

トンネル

傾斜地に作られた階段を表しています。大きなものや目標になりやすいものなどにこの記号が利用されています。

石段

鉄道

JR線の単線区間を表しています。他の私鉄の場合は違う記号になります。駅と駅の間で複線になる区間がある場合でも、単線のこの記号を利用します。

JR線(単線)

JR線の複線以上の区間を表しています。複線とは、線路が上下線で別になっていて、平行してあることです。駅の途中から複線になる場合は、単線の記号で表します。

JR線(複線)

JR線以外の民間会社などが経営している鉄道の単線区間を表しています。駅と駅の間から複線になる場合も、単線の記号で表します。

JR線以外(単線)

JR線以外の民間会社などが経営している鉄道の複線の区間を表しています。複線とは、上下線の線路が平行してあることです。駅と駅の間から複線になる場合は、単線の記号で表されます。

JR線以外(複線)

JR線以外の鉄道路線で貨物輸送を行う列車が通る線路を表します。都市部では、旅客列車の線路とは区別して建設されています。

貨物線(JR線以外)

地下を鉄道が走っているところに使用します。地下鉄が部分的に地上を走る区間もありますが、その部分は普通鉄道の記号で表します。

地下鉄および地下式鉄道

路面電車（道路上を走る鉄道）を表しています。単線と複線の区別はありません。

路面電車

特殊鉄道を表しています。特殊鉄道とは、物資を運搬するための鉄道のことです。工場の敷地内や、採石場から工場へ繋がる鉄道などです。運ふものは、貨物だけで、ほかの線路とは繋がっていません。

特殊鉄道

ロープウェイやスキーリフト、ベルトコンベアーなどを表しています。大きなものですべてにはなくならないものが対象です。

リフト等

JR線の中で現地調査時に建設中だったり、一時的に運休している 普通鉄道に用いられます。

建設中又は運行休止中の鉄道(JR線)

現地調査時に建設中であった場合に用いられます。運行休止中の鉄道とは、普通鉄道の中で一時的に運行していないもののことです。

建設中又は運行休止中の鉄道(JR線以外)

側線を表しています。側線とは本線以外の線路のことで、列車の組み替えや貨物の積み降ろしなどに利用されます。

側線

川にかかる橋や立体交差部や高架部を表しています。長さは20メートル以上のものが対象です。20メートル未満でも有名な橋は、この記号で表すこともあります。

鉄道橋

鉄道が地下を通るトンネルを表しています。近くに複数トンネルがある場合でも、全てこの記号で表します。

トンネル

道路が雪に覆われる場所を示しています。

雪覆い等

目標物

4本の脚が東京タワーの上から見える様子に由来しています。五重塔や展望台、送電線の鉄塔を示し、次のやぐらや給水塔を表すこともあります。

高塔

立像など、有名な記念碑を表しています。その他の目標となりやすい場合は、有名でなくてもこの記号を使用します。

記念碑

特に大きな煙突を示しています。煙突とその煙を表した記号の形となっています。

煙突

電波の送受信を行う塔を表しています。テレビやラジオ、無線通信などの電波を扱います。この記号は、アンテナと電波をイメージした形になっています。

電波塔

油井ガス井（ゆせい　がすせい）を表しています。現在採取中であり、目標となる施設がある場合に、この記号を利用します。

油井・ガス井

すべての灯台を表しています。この記号は、灯台の放つ光がこがら形に由来した記号になっています。

灯台

発電をするために設置された風車を表します。目標となりやすい場所にある風車に利用される記号です。

風車

坑口（こうこう）を表しています。道路や水路、鉄道などが地下に入る部分を指します。トンネルの入口をイメージした記号となっています。

坑口

主に河川や運河、湖、水田などの水路において水の流れを制御するための設備です。

水門

海岸や河川の水流を抑制し、海岸や川岸の浸食を防ぐために水中に設置される構造物。水の勢いが弱められ流れの方向が整えられます。

水制

防波堤、突堤、導堤、河川の護岸（コンクリート製）など、特定の条件を満たす構造物。長さが25メートル以上で幅が7.5メートル未満のものが含まれます。

防波堤等

上部のダム記号は、コンクリート製または現在なく石積みの大規模なダム。下部のダム地図記号は、大きなスケールであっても土で築かれたダムを表示しています。

ダム

主に川の流れを調節したり川底を保護するための工作物。長さが25メートル未満のものは(小)、25メートル以上のものは(大)として表示されます。

せき

特定地区

お墓がある場所を表しています。墓地の広さが75メートル×75メートル以上の場合は、特定地区界で囲みます。この記号はお墓を横からみた様子に由来しています。

墓地

地域で目標となりやすい場所に、工場がある場合にこの記号で地図上に表します。敷地が1２５メートル×１２５メートル以上の大きな工場の場合は、名前で表すこともあります。

工場

自衛隊法という法律で決められた機関を表しています。防衛本庁や防衛大学校などは、この記号を使用せず、官公署の記号を用います。

自衛隊関係

発電所と変電所を表しています。管理施設などの建物がある場所に表示します。歯車と電気回路の形に由来した記号となっています。

発電所等

温泉法で決められた温泉や鉱泉がある場所を示しています。温泉の出ている場所と、浴場が離れている場合は、浴場の場所にこの記号を用いることがあります。湯けむりを表した記号となっています。

温泉

噴火や噴気をしている場所になります。また、数年間休止していても噴火や噴気が起こると予想される場所にもこの記号を用います。

噴火口・噴気口

鉱物の採掘場の中心を表しています。すでに廃坑となっている場所は、この記号と一緒に(廃坑)と示されています。

採鉱地

建築などに使うなどの材料を採る場所を示しています。土が付または岩が付の形を表した記号となっています。

採石場

以前にお城があった場所を示しています。現在でも天守閣ややぐら、石垣などがある場合もこの記号を用います。

城跡

港湾法で決められた「重要港湾」を表しています。記号は、港域はほぼ中央の位置に表示します。そして名前の注記も必要です。

重要港

港湾法で決められた「地方港湾」を表します。また、暴風雨のときなどに小型船舶が避難するための港も含みます。港域の中央に記号を表示します。

地方港

漁港法で決められた漁港に用いられます。第一種漁港と決められている場所には、この記号は使用しません。港域のほぼ中央にこの記号を表示します。

漁港

文化財保護法で定められた史跡や名勝、天然記念物の場所を表します。その名称も一緒に表示します。特別な物の場合には、名称と一緒に(特)と記します。

史跡・名勝・天然記念物

陸部の地形

地表の平均海面からの高さが10メートルごとのポイントを結んで描かれる曲線。これを標高の等しい地点で結んだもの。1:50,000の地形図では、主曲線は高低差20メートルごとに表示されます。

主曲線

高度が10メートルごとの等高線の中から、50メートルごとに太い線で表現される等高線。1:50,000の地形図では、これらの太い線が100メートルごとに配置されています。

計曲線

緩やかな傾斜や複雑な地形がある地域で、主曲線だけではその特徴を十分に表現できない部分で、わかりやすくするために表示される等高線。主曲線と主曲線の間を5メートルまたは2.5メートルごとに描かれます。

補助曲線

地表の特定の部分がへこんでいる地形を指し、防波堤、土塁、岩盤などの記号によりへこんでいる方向が明らかな場合には表示されず、等高線の短辺が、図上で3mm以上をおう地(大)として表示されます。

凹地(大)

地表の特定の部分がへこんでいる地形を指し、防波堤、土塁、岩盤などの記号によりへこんでいる方向が明らかな場合には表示されず、等高線の短辺が、図上で3mm未満をおう地(小)として表示されます。

凹地(小)

雨水により地面が断張・収縮してできる裂け目や亀裂のこと。雨水の流れによって形成される、地表面にできる谷のような地形(ガリ―)を表示しています。

雨裂

高さが5メートル以上で、原則的に長さが図上で2cm以上ある岩でできた急斜面を表示し、小規模なものについては必要に応じて表示しています。

岩崖

地表に露出している岩石や散在する岩石をわかりやすく形や全体の様子がわかるように表示しています。

岩(大)

地表にでていたり、ちらばっている岩石を表示し、記号は、なるべく岩の形や全体の様子がわかるように表示します。

岩(小)

砂や れき(小さな石や2mm以上の岩片)でおおわれている場所を表示しています。

れき地

湿地性の植物が繁茂し、絶えず水を含んでいる土地を表示、対象とする面積は、75m×75m以上または50m×125m以上のものです。

湿地

高さが5メートル以上で、絶え間なく水が流れる有名な滝や注目すべき滝の場所を指します。幅が20メートル以上の滝は「滝(大)」とします。

滝(大)

高さが5メートル以上で、絶え間なく水が流れる有名な滝や注目すべき滝の場所を指します。幅が20メートル未満の滝は「滝(小)」とします。

滝(小)

行政界

行政区画のうち都府県の境界線。都府県の境界線は、認識する市区町村間で確定していない部分は表示していません。

都府県界

「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」と「北海道行政組織規則」に基づく所管区域における境界線です。

北海道総合振興局・振興局界

行政区画のうち、市区町村の境界線。関係市区町村間で確定していない行政区画界線及び海面の行政界、都府県界及び北海道総合振興局・振興局界と重複する場合は表示しません。

市区町村界

湖沼に位置する島など、海や行政界が未確定の場合、所属を示すための境界線です。

所属界

基準点

国土地理院が設置した基準点の場所を示すために、測位用の人工衛星からの電波を連続観測し正確な測量を行うための記号。三角点と電波塔のシンボルが組み合わされています。

電子基準点

正確な位置を求める測量を行うために、国土地理院が設置した位置の基準となる点の場所を示すための記号。三角測量において使用される三角錐の一部を表しています。

三角点・地殻変動観測点

正確な高さを求めるための測量を行うために、国土地理院が設置した高さの基準となる点の位置を示す記号。水準点の標石を上から見た形を表しています。

水準点

地図を作成するときに測量した点のことを指します。地図を使う人にそこの高さを教えるためにメートル以下1位までを表しています。

• 124.7
• 138

標高点

湖沼測量によって測られた水面の標高を示し、できるだけ湖沼の中央付近に位置する記号。
ただし、ダムなどの人造湖の水面標高は表示していません。

— 156 —

水面標高

湖沼測量によって測られた湖沼の深さを示し、一番深い箇所や湖底のふくなど湖底の特徴を視覚的に明瞭に表示しています。

• 217

水深